



宇産第47号  
令和元年7月5日

宇陀市議会  
議長 上田 徳 様

宇陀市長 高見 省次

令和元年6月14日付け宇議第144号で受理した声明要求書に対して、次のとおり声明する。

#### 声 明

宇陀市議会議長から先に宇陀市長の疎明した平成31年3月29日の議事録のうち、選定委員名を非開示とした理由について、これを受諾できないとして、地方自治法第100条第5項の規定により宇陀市長に対して声明の要求があった。

宇陀市としては、上記の要求につき、慎重に検討した結果、選定委員は地方公務員法第3条第3項第2号に規定される非常勤特別職ではあるが、既に提出している当該審議における議事録により、審議の内容及び過程を明らかにしてきた。

したがって、発言された各選定委員の氏名の開示に応えることは、当該選定委員との信頼関係に重大な影響があるものと考えており、また、当市における今後の指定管理者の選定に係る選定委員会を始め、各種委員会等における委員選出等において、委員を受けていただけないことがあるなど重大な影響があるので、改めてこれまでと同様の結論に至った。

よって、平成31年3月29日の議事録について、選定委員名を非開示とする。

上記声明する。